

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
あわじ環境未来島特区	小型蒸気発電機導入時の蒸気ボイラーに係るボイラータービン主任技術者の選任・工事計画書提出・使用前審査の手続不要措置の適用	(24春)836	平成24年経済産業省告示第百号により、小規模な出力で比較的安全性が高いと判断されるバイナリー発電設備の導入に際して、平成24年4月に工事計画書の届出および主任技術者の選任について規制緩和がなされたが、その対象が、第4条第7号イで、その加熱熱源が「大気圧において摂氏百度以下の水若しくは蒸気を用いたもの」に制限されている。この例外規定を100℃以上の蒸気(具体的には110～130℃程度の蒸気)にも適用して頂きたい。 太陽熱、バイオマスボイラ、地熱などの再生可能エネルギーや工場排熱には100℃を超える蒸気のものも多い。この規制緩和がなされれば、従来未利用のままであった再生可能エネルギーに起因する110～130℃程度の蒸気・排蒸気の利用範囲の拡大を図ることができる。とりわけあわじ環境未来島特区においては、その目標であるエネルギーの持続する地域の実現に寄与することができる。	現行の摂氏100℃以下という基準では、太陽光を集熱して発生させた蒸気や、比較的高温の地熱蒸気、工場などの排蒸気を熱源としてバイナリー発電する際、規制緩和措置の適用を受けようとする、100℃以下に降温させた後に使用する必要がある、効率が悪くなるという問題がある。 については、熱源蒸気温度110～130℃程度という比較的低温の蒸気を使用するという条件で、平成24年経済産業省告示第百号の適用対象に含めて頂きたい。	・電気事業法第43条第1項 ・電気事業法施行規則第52条第1項の表第2号 ・平成24年経済産業省告示第百号第4条第7号イ(平成24年4月17日付)	1回目	経済産業省	商務流通保安グループ 電力安全課	・電気事業法第43条第1項 ・電気事業法施行規則第52条第1項の表第2号 ・平成24年経済産業省告示第百号第4条第7号イ(平成24年4月17日付)	F	平成25年度 結論	今後、電力安全小委員会での審議を経て、平成25年度中に結論を得る。その後、必要に応じて速やかに告示改正等の所要の手続を行う。	一定規模以上等の電気設備については、技術基準(安全基準)適合性の確認のため、工事計画届出、使用前自主検査及び安全管理審査の受審を義務づけるとともに、保安を確保するため、専門の技術者を選任して、保安の監督をさせることを求めている。	当該要望は、「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)に記載されたもの(下記参照)に含まれており、今年度未だに産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会での審議を経て結論を得る予定。 (参考) 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定) (NO.6) (事項名) 「バイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任及び工事計画届出等の不変範囲の見直し」 (内容) 出力が300kW未満等のバイナリー発電設備であり、媒体が炭化水素ガス又はアンモニア水であり、輻射熱又は大気圧相当の熱水・蒸気を利用するものについて、または、媒体が不活性ガス、炭酸水素ガス又はアンモニア水であり、大気圧以上、100℃以上の熱水・蒸気を使用するものについて、既存の該当事例(例えば、九州における小型蒸気発電や類似の機械である吸気式冷凍機等)における実績等、今後、事業者等が保有するデータなど必要なデータ等を収集し、安全性に関する技術的検証を踏まえ、ボイラー・タービン主任技術者の選任、工事計画届出、溶接事業者検査及び定期事業者検査の不要化につき検討する。 また、小型のフラッシュタイプ等の発電設備についても、今後、必要なデータ等が得られれば規制の見直しを検討する。 (実施時期) バイナリー発電設備については平成25年度検討・結論を得次第措置。小型のフラッシュタイプ等の発電設備については、必要なデータ等が得られ次第検討開始とされた。
						2回目								

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
あわじ環境未来島特区	小型蒸気発電機導入時の蒸気ボイラーに係るボイラータービン主任技術者の選任・工事計画書提出・使用前審査の手続不要措置の適用	(24春)836	a	(意見なし)	経済産業省は自治体が要望する「電気事業法施行規則第52条に関する経産省告示第百号第4条第7号イ」の温度に対する上限緩和について、実現に向けて平成25年度までに検討するとしており、自治体も了承したことから協議終了。 但し、検討状況について適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組が実現できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は経済産業省と改めて協議を行うこととする。	i